

平成 2 9 年 9 月 定例会

請願・陳情参考資料

平成 2 9 年 9 月 7 日

議会事務局

請願（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県取組状況
29年-19号 (29. 5. 30)	議会	議会運営委員会委員の決定 及び動画公開等について 倉吉市 足羽 佑太 (紹介議員) 市谷 知子 錦 織 陽子	<p>【現 状】</p> <p>○ 議会運営委員会は、地方自治法第109条第1項の規定により、普通地方公共団体の条例により設置できるとされている。 これを受け、各都道府県議会では、それぞれが制定した条例に基づき議会運営委員会を設置しており、委員の選出についても、それぞれ独自の基準・方法により行われているところである。</p> <p><全国の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全会派（1人会派除く。）から委員を選出している都道府県 4県 (福島県、奈良県、山口県、沖縄県) ・その他の都道府県は、割り当てられない小会派がある。 ・無所属議員（1人会派含む。）を委員に選出している都道府県 なし <p>○ 議会運営委員会の動画公開をしている都道府県 <u>一部実施が1県</u> (三重県議会：年4回実施。議案上程の1週間前の議運をネット公開)</p> <p>【本県の状況】</p> <p>○ 議会運営等に関する取扱要綱に基づき、所属議員数が議員定数の12分の1以上の会派に対しその所属議員数を基準として割り当てている。 (委員構成：鳥取県議会自由民主党4人、会派民進党3人、会派自民党3人、公明党鳥取県議会議員団1人)</p> <p>○ 議会運営委員会の動画公開については、現在委員会を開催している議長応接室においては、設備が整わないため、実施していない。</p> <p>○ 議会運営委員会の傍聴については、鳥取県議会委員会条例第14条第3項の規定を受け、鳥取県議会委員会傍聴規程を定め、定員を5人として受け付けているところである。</p> <p>* 本請願者からは、平成27年10月8日付けで、議会運営委員の構成とインターネット中継に関して同趣旨の陳情が提出され、同年11月18日開催の議会運営委員会で請願の例により処理する陳情として取り扱わないことを決定、同年12月9日開催の議会運営委員会で当該陳情に係る見直しは必要ないことを確認した。</p>

【請願の要旨】

- (1) 議会運営委員会の構成委員について、所属会派等にかかわらず、その運営に議決権・決定権を持ったメンバーとして参加できるようにすること。
- (2) 議会運営委員会の動画をインターネット公開し、また、議会運営委員会の傍聴が可能な環境を整備すること。